

被災された漁業関係者の皆様へ

被災した漁具等の復旧に対する支援

- (事業名) 能登半島地震被害漁船・漁具復旧支援事業
- 対象経費 漁具等の購入に要する経費
 - 事業主体 漁業協同組合等
 - 対象者 漁業を営む個人・法人
 - 補助率 3/4(国4/12、県5/12)
※地元市町でも補助制度がある場合があります。
 - 留意事項
 - ・1月1日以降に購入した漁具も補助対象
 - ・定置網のアンカーなど部分的な漁具、刺し網なども対象
 - ・対象は1件50万円以上
※詳細についてはご相談ください。
 - ・水産加工業者の方は「なりわい再建支援補助金」の対象となる可能性があります。
※窓口(TEL 076-444-3962)にご相談ください。
 - 県予算 4億500万円(令和5年度2月補正予算)
- (問合せ先) 所属の各漁業協同組合
富山県漁業協同組合連合会 TEL 076-432-6222
富山県水産漁港課水産班 TEL 076-444-3293

漁具等の購入資金に対する支援

- (制度名) 漁業近代化資金融資制度
- 制度概要 漁業者の資本装備の高度化及び近代化を図るために、信漁連等の金融機関が漁業者に漁具購入資金等を長期かつ低利の資金を融通できるように県が利子補給を行う制度
 - 借受資格者 漁業を営む個人・法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合
 - 貸付対象 漁船建造資金及び漁具購入資金等の設備資金
 - 貸付利率 1.10%(随時改定)
※国の補助により実質無利子となる場合があります
 - その他 運転資金は農林漁業セーフティネット資金があります
※日本政策金融公庫へお問い合わせください
- (問合せ先) 東日本信用漁業協同組合連合会富山支店
TEL 076-441-3528
富山県水産漁港課経営係 TEL 076-444-3291